総社市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月28日

総社市長 片 岡 聡 一

る子をいう。以下同じ。) について、児童福祉法(昭和22年法律第1

64号)第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教

総社市規則第26号

総社市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

る子をいう。以下同じ。)について、児童福祉法(昭和22年法律第1

64号)第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教

総社市職員の育児休業等に関する規則(平成17年総社市規則第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号 (以下「移動後条号」という。)が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条号とし、移動条に対応する移動後条号が存在しない場合には、当該移動条 (以下「削除条」という。)を削り、移動後条号に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条号(以下「追加条号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示、削除条及び様式の表示を除く。以下本則において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示、追加条号及び様式の表示を除く。以下本則において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式(以下「移動様式」という。)を当該移動様式に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

改 īF. 後 改 TF. 前 (条例第2条第3号ア(イ)の規則で定める非常勤職員) (条例第2条第3号ア(イ)の規則で定める非常勤職員) 第1条の2 略 第1条の2 略 (条例第2条の3第3号及び第2条の4の規則で定める特別の事情) 第1条の3 条例第2条の3第3号及び第2条の4の規則で定める特別の 事情は、条例第3条第1号から第4号までに掲げる事情とする。 (条例第2条の3第3号ウ及び第2条の4第3号の規則で定める場合) (条例第2条の3第3号イ及び第2条の4第2号の規則で定める場合) 第2条 条例第2条の3第3号ウ及び第2条の4第3号の規則で定める場 第1条の3 条例第2条の3第3号イ及び第2条の4第2号の規則で定め 合は、次に掲げる場合とする。 る場合は、次に掲げる場合とする。 (1) 育児休業に係る子(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年 (1) 育児休業に係る子(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年 法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項に規定す 法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項に規定す

改 正 後

- 育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日(条例第2条の4<u>第3号</u>の場合にあっては、1歳6か月到達日)後の期間について、当面その実施が行われない場合
- (2) 常態として育児休業に係る子を養育し、かつ、その親である配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)であって、当該子の1歳到達日(条例第2条の4<u>第3号</u>の場合にあっては、1歳6か月到達日)後の期間について常態として養育する予定であったものが、次のいずれかに該当する場合

ア〜エ略

2 略

(育児休業の承認の請求手続)

- 第3条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書(様式第1号)により、条例第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き、育児休業を始めようとする日の1月<u>(次の各号に掲げる場合は、2週間)</u>前までに行うものとする。
- (1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間の 末日までの間に育児休業をしようとする場合
- (2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当する場合であって,当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳到達日(当該請求をする非常勤職員が同条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該請求に係る子の1歳到達日後である場合は,当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは,そのいずれかの日))以前の日である場合
- (3) 条例第2条の4の規定に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳6か月到達日以前の日である場合
- 2 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要 があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を 求めることができる。ただし、任期を定めて採用された職員が条例第3条

改 正 前

- 育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日(条例第2条の4<u>第2号</u>の場合にあっては、1歳6か月到達日)後の期間について、当面その実施が行われない場合
- (2) 常態として育児休業に係る子を養育し、かつ、その親である配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)であって、当該子の1歳到達日(条例第2条の4<u>第2号</u>の場合にあっては、1歳6か月到達日)後の期間について常態として養育する予定であったものが、次のいずれかに該当する場合

ア~エ 略

2 略

(育児休業の承認の請求手続)

第2条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書(様式第1号)により、育児休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。

2 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要 があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を 求めることができる。 改 正 後

第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。

(育児休業の期間の延長の請求手続)

- 第4条 育児休業の期間の延長の請求は、育児休業承認請求書により、条例 第3条第7号に規定する職員が任期を更新されることに伴い、育児休業の 期間の延長を請求する場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日 の翌日の1月(次の各号に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合 は、2週間)前までに行うものとする。
- (1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間の 末日までの間にしている育児休業(当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。)
- (2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当している育児休業
- (3)条例第2条の4の規定に該当している育児休業
- 2 前条第2項本文の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

(子が死亡した場合等の届出)

第6条 略

- 2 前項の届出は、養育状況変更届(様式第2号)により行うものとする。
- 3 第3条第2項の規定は、第1項の届出について準用する。

(育児休業に係る辞令書の交付)

第8条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して辞令書を交付しなければならない。ただし、次の各号に規定する育児休業(第4号については、引き続いて承認する育児休業に限る。)が、当該育児休業に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間の末日までの間にあるものである場合にあっては、辞令書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令書の交付に替えることができる。

改 正 前

(育児休業計画書)

第3条 条例第3条第5号の育児休業計画書の様式は,様式第2号のとおりとする。

(育児休業の期間の延長の請求手続)

第4条 第2条の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

(子が死亡した場合等の届出)

第6条 略

- 2 前項の届出は、養育状況変更届(様式第3号)により行うものとする。
- 3 第2条第2項の規定は、第1項の届出について準用する。

(育児休業に係る辞令書の交付)

第8条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して辞令書を交付しなければならない。

改 正 後	改 正 前
(1)~(3) 略 (4) 育児休業をしている職員について当該育児休業の承認を取り消し, <u>引き続いて</u> 当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認する場合	(1)~(3) 略 (4) 育児休業をしている職員について当該育児休業の承認を取り消し, <u>引き続き</u> 当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認する場合
(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整) 第11条 略 <u>(育児短時間勤務計画書)</u> 第11条の2 条例第11条第6号の育児短時間勤務計画書の様式は,様式 第3号のとおりとする。	(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整) 第11条 略
(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続) 第13条 略 2 <u>第3条</u> 第2項の規定は,育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求について準用する。	(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続) 第13条 略 2 <u>第2条</u> 第2項の規定は,育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求に ついて準用する。
(部分休業の承認の請求手続) 第16条 略 2 <u>第3条</u> 第2項の規定は、部分休業の承認の請求について準用する。	(部分休業の承認の請求手続) 第16条 略 2 <u>第2条</u> 第2項の規定は、部分休業の承認の請求について準用する。
様式第1号(第3条関係) (別紙のとおり)	様式第1号(第2条関係) 略
様式第2号(第6条関係) (別紙のとおり) 様式第3号(第11条の2関係)	様式第2号(第3条関係) 略 様式第3号(第6条関係) 略
(別紙のとおり)	

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。

(総社市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正)

2 総社市職員の勤務時間,休日及び休暇に関する規則(平成17年総社市規則第23号)の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後

改 正 前

(特別休暇)

第18条 条例第15条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間又は時間は、当該各号に掲げる期間又は時間とする。

(1)~(17) 略

(18) 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日<u>以後1年</u>を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき当該期間における5日の範囲内の期間

(19)~(23) 略

2 略

(特別休暇)

第18条 条例第15条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間又は時間は、当該各号に掲げる期間又は時間とする。

 $(1)\sim(17)$ 略

(18) 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき当該期間における5日の範囲内の期間

(19)~(23) 略

2 略

(期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

3 期末手当及び勤勉手当に関する規則(平成17年総社市規則第35号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目(以下「追加号の細目」という。)を加える。 次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加号の細目を除く。)を加える。

 改 正 後
 改 正 前

 (期末手当に係る在職期間)
 (期末手当に係る在職期間)

第6条 略

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

(1) 略

(2) 育児休業<u>(次に掲げるものを除く。) をしている</u>職員として在職した 期間については、その2分の1の期間

ア 育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間の末日までの間にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下であるもの

第6条 略

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

(1) 略

(2) 育児休業職員として在職した期間については、その2分の1の期間

改 正 後 改 正 前 イ 育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条 例第3条の2に規定する期間の末日までの間にある育児休業以外の 育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以 上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である **もの** (3) 略 (3) 略 (勤勉手当に係る勤務期間) (勤勉手当に係る勤務期間) 第13条 略 第13条 略 2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。 2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。 (1) 略 (1) 略 (2) 育児休業職員として在職した期間 (2) 育児休業(第6条第2項第2号ア及びイに掲げるものを除く。) をし ている職員として在職した期間 $(3)\sim(8)$ 略 $(3)\sim(8)$ 略

(総社市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

4 総社市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年総社市規則第3号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改 正 前	
別表第2(第14条関係) 事由 略 (13)会計年度任用職員の妻が出産する場合であって、その出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日 <u>以後1年</u> を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子(条例第8条の3第1項に規定する子をいう。以下同じ。)又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	別表第2(第14条関係) 事由 略 (13)会計年度任用職員の妻が出産する場合であって、その出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子(条例第8条の3第1項に規定する子をいう。以下同じ。)又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	略略

育児休業承認請求書

年 月 日

様

所 属 職氏名

請求	に係	る∃	子の氏	含名									
請求は	こ係る	子の)生年月	月日				年	月	日生			
請求	:者 &	: の	続 柄	j 等									
請	求	Ø	内	谷	同一 同一 可の育 記休業 育児	一の子に 育児休! 葉を除っ 見休業の	に係る 業(育 く。) ^を の期間	3回 児休 を取得 の最初	目以後の)育児 3 条第 合のも	休業 <i>0</i> 1項名)承認 各号に推	:除く。) (既に2 場げる育
の育り		期間	美又は再 引の延択										
請	求	:	期	間		年	月	日7	から	:	年	月	日まで
				年	月	日7	から		年	月	日まで		
既に育児休業をした期間			年	月	日7	から	1	年	月	日まで			
				年	月	日7	から	:	年	月	日まで		

添付書類-承認に係る子の戸籍抄本等、続柄がわかる書類

養育状況変更届

年 月 日

様

所 属

職氏名

1	届出の事由
	休業に係る子が死亡した。
	休業に係る子と離縁した。
	休業に係る子との養子縁組が取り消された。
	休業に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。
	休業に係る子についての民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事
į	審判事件が終了した。
	休業に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の
=	規定による措置が解除された。
	休業に係る子を養育しなくなった。
	□同居しなくなった。 □負傷,疾病 □その他
	休業に係る子を配偶者が養育できることとなった。
	その他()
2	届出の事由が発生した日 年 月 日

育 児 短 時 間 勤 務 計 画 書

年 月 日

様

所 属

職氏名

総社市職員の育児休業等に関する条例第11条第6号の規定に基づき,再度の育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので,育児短時間勤務の計画について次のとおり提出します。

なお、記載事項に変更が生じた場合は遅滞なく届け出ます。

1	請求に係る子							
	子の氏名			生年月	Ħ	年	月	日
2	請求者の計画							
	請求期間	年	月	日から	年	月	F	まで
	再度の請求予定期間	年	月	日から	年	月	F	まで
3	備考							